

二次募集!!

家賃補助

市内の空き物件を活用して
新たに事務所を新設

市内の空き物件を活用して
事務所を増設

市内の空き物件を活用して
事務所を移転拡大

※小売・飲食店・サービス提供などの店舗機能を有する事業所は対象外となります。

あなたのチャレンジを後押しするため、家賃の一部を補助します。

1. 家賃補助期間：令和8年11月～令和9年2月まで（最大4ヶ月）

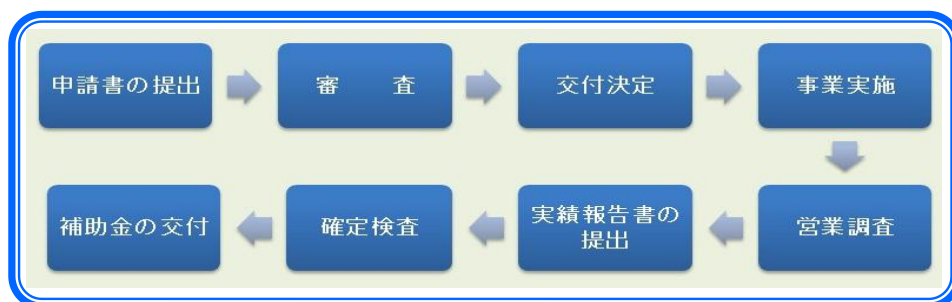
2. 補助率・上限額：家賃の1/2以内（上限額 30万円/月）

※応募多数の場合、予算の範囲内で補助額を調整することがあります。

3. 募集期間：令和8年8月24日（月）～9月30日（水）



お手続きの流れ



4. 次の要件をすべて満たす事業者を対象とします。

- (1) 市町村税等（国民健康保険税を含む）を滞納していないもの
- (2) 下記のいずれかに該当するもの
 - ア 市内の空き物件を活用して新たに事業所を新設する者
 - イ 市内で既に事業所を有し、既存事業所の営業を継続しつつ、市内の空き物件に事業所を追加して設置する者
 - ウ 事業規模拡大に伴い、市内の別の場所へ移転する者
- ※ ただし、当該事業所がすでに設置済みである場合であっても、設置日から2年以内であるものについては、本制度の対象とする。起算日は募集締切日9月30日（水）
- (3) 1年以上の賃貸借契約を結ぶもの
- (4) 空き物件の所有者である賃貸人と賃借人との関係が次のいずれにも該当しないもの
 - ア 賃貸人と賃借人の代表者又は実質的に経営を行っている者が同一である者又は、2親等以内の親族である者若しくは生計を一にする親族である者
 - イ 賃貸人と賃借人が雇用関係にある者

【申請・問い合わせ先】

宜野湾商工会議所 （宜野湾市真志喜 1-11-11）
TEL：098-897-0111

受付時間：平日9時00分～16時30分（土日・祝祭日除く）
※詳細は上記連絡先、または宜野湾商工会議所HPをご確認ください。

<https://ginowan-cci.or.jp>

商工会議所が
応援します！



● 必要書類一覧（家賃補助） ●

個人事業主の場合

- ①空き物件対策事業補助金交付申請書
および付属資料
- ②空き物件所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）
- ③市町村税（国民健康保険税を含む）の
滞納のない証明書（完納証明書）
- ④申請者の情報利用に関する同意書
- ⑤許認可が必要な業種は証明書の写し
- ⑥賃借した物件の外観写真、内観写真、地図
- ⑦確定申告書（写し）
※決算期を1度も迎えていない場合は開業
届出書（写し）
- ⑧その他必要と認める書類

法人の場合

- ①空き物件対策事業補助金交付申請書
および付属資料
- ②空き物件所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）
- ③法人市民税の完納証明書
- ④申請者の情報利用に関する同意書
- ⑤許認可が必要な業種は証明書の写し
- ⑥賃借した物件の外観写真、内観写真、地図
- ⑦直近期の決算書（写し）
※決算期を1度も迎えていない場合は法人
設立届出書（写し）
- ⑧法人商業登記簿謄本
- ⑨その他必要と認める書類



申請の際は、上記書類をご準備のうえ 9月30日までにご提出ください。

（注）次のいずれかに該当する方は補助対象となりません。

- （1）法令に違反するもの、公序良俗に反するおそれのあるもの
- （2）政治活動及び宗教活動に関するもの
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業に係るもの又はこれに類するもの
- （4）宜野湾市暴力団排除条例（平成23年宜野湾市条例第14号）第2条1号に規定する暴力団又は同条2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- （5）家賃補助を対象として、国・県等の補助金等の交付を受け、又は受ける予定のもの
- （6）過年度に本補助金（同一区分）の交付を受けている者